

日高市公式X運用ポリシー

(アカウント名等)

- (1) アカウント名 日高市役所
- (2) URL https://twitter.com/hidakacity_pr
- (3) アカウント運営主体 日高市

1. 目的

この運用ポリシーは、日高市（以下、「市」という。）がソーシャルメディアサービスであるXを市民等への情報提供媒体として運用するため、必要な事項を定めることを目的とします。

2. 用語の定義

この運用ポリシーにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりです。

- (1) X インターネット上で140文字以内の短い文章を不特定のインターネット利用者に公開するための情報媒体。
- (2) 公式X 市が設置・運用するX。
- (3) アカウント Xを設置・運用するために取得した権利及び利用者名。
- (4) アカウント運用ポリシー アカウントの運用方針又は取決。
- (5) ポスト Xに記事を投稿する行為又は投稿された記事。
- (6) リプライ 他のユーザーの投稿に返信すること。
- (7) リポスト 他の利用者の投稿を引用して投稿すること。
- (8) フォロー 他の利用者の投稿を受信するように登録すること。

3. 運用主体

- (1) 公式Xの運用主体は市であり、アカウントの管理は市政情報課が行います。
- (2) 投稿は各情報を所管する課所等（以下、「所管課」という。）が行います。
- (3) 投稿など、アカウントの運用は、市政情報課又は所管課長が利用を認めた職員等のみが行います。

4. アカウント運用主体、ツイート内容等の明示

市は、アカウントの運用主体、投稿する内容、方法等については、公式Xのプロフィール欄に明示します。

5. 運用方法

(1) 投稿内容

- ア 市ホームページに掲載したコンテンツの表題や概要、リンクの情報等
- イ 市が関与しているイベント情報
- ウ 災害情報、防災情報、防犯情報及び交通に関する情報

エ その他市政情報課長が適当と認めるもの

(2)画像の投稿は、原則として市で所有するもので使用に関して適切であると判断したのについて行います。

(3)投稿時間

原則として開庁時間内（月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで。祝日、年末年始 除く）に、必要に応じて投稿します。

なお、この時間帯以外にも必要に応じて投稿する場合があります。

(4)意思決定

情報の投稿については、原則として、所管課長の決定を必要とします。ただし、次に掲げるものはXの特性や情報発信の即時性を考慮し、市政情報課と協議して情報を投稿できるものとします。

ア 既に広報ひだか又は市ホームページ等で周知されている事項について、再度投稿する場合

イ イベント等の状況・結果等について情報発信する場合

ウ その他、緊急に周知を図る必要がある情報で、所管課長の決定までに時間的余裕がない場合

6. リプライ、リポスト及びフォローの制限

市は、原則としてリプライ、リポスト及びフォローは行いません。ただし、国、地方公共団体、公益法人等の投稿で、市政情報課長が特に必要と認めた場合はリプライ等を行うことがあります。

7. ホームページとのリンク

投稿に記載するリンク先は、原則として市が運営するホームページのみとします。

ただし、国、地方公共団体又は公益法人等が開設したホームページで、市政情報課長が特に必要と認めるものはリンクを記載することもあります。

8. トラブル対応

(1)市が投稿した内容に誤りがあった場合は、速やかに、訂正等の対応を行います。

(2)想定を超える非難・批判・誹謗・中傷等のコメントが殺到する状態（炎上状態）になった場合は、必要に応じて説明、訂正等の対応を行います。

(3)市公式アカウントが乗っ取られた時や成りすましを発見したときは、X社に連絡し、速やかに、対応します。

9. 運用の停止

市は、投稿が困難になった場合には、その理由を市の公式ホームページに明記し、Xの運用を停止します。

10. 運用ポリシーの変更

(1)この運用ポリシーは、予告なく変更する場合があります。

(2)変更後の運用ポリシーは、市が別途定める場合を除き、市ホームページ上に掲載し

た時点から効力を生じるものとします。

1 1. 個人情報の取り扱いについて

市が利用者から個人情報を取得する場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づいて、適切に管理します。